

## 水循環政策本部の運営について

### 1. 本部会合への参加者について

内閣官房副長官（3名）を本部会合に毎回参加させるものとする。

### 2. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

### 3. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

### 4. 配付資料の公開について

本部会合で配付された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。